

沖縄・琉球S45年度

沖縄・琉球S45年度

昭和45年度



文書分類	大分類	大臣官房 (旧公文書)
	中分類	総務課 (旧文部公文書)
	小分類	行政事務
作成者	文部省大臣官房総務課沖縄復帰対策	
作成時期	昭和45年度	
保存期間	5年月	
保存時期	昭和51年3月31日	
満了時期		
管理担当課	大臣官房総務課法令審議室	
備考		

国立公文書館	
分類	文部科学省 平成18年度
排架番号	3D 4 227

付せん  
箇所

5

記録分類 Z020

文 部 省 原 議 書

別紙様式

發送種別: 電信 書留 速達 普通 小包 使送	極秘 秘 部外秘 普通	文書記号 雜 総 第 5 号 文書番号
發送 昭和 年 月 日	添付物および施行: 上の注意	決裁: 昭和 45年 9 月 29 日
昭和 年 月 日	浄書: 月 日 照合: 月 日	完結: 昭和 年 月 日
先方の文書の年月日: 昭和 年 月 日		先方の文書記号・文書番号:
件 名 施政権返還に伴う措置 } に関する申請決議 尖閣列島の領土権防衛 }		
受信者	発信者 琉球政府立法院	
上記のことについて別紙のように 供 閱		七てよろしいか、伺います。 します。
昭和 45年 9 月 2/日起案		起案者: 長谷川 (電話 471番) 起案者: 総務課 沖野 復 (電話 471番) 起案者: 総務課 沖野 復 (電話 471番)
大臣	政務次官	事務次官
局長	総務課長	副長・主査
局長 (課)	局長 (課)	局長 (課)
起案課長 (現主査)	起案課長補佐	起案係長
係 員	係 員	
合 議	回付局課	回付月日
		月 日
		月 日
		月 日
		月 日
		月 日
		月 日
		月 日
		月 日
		月 日
		月 日

47.4.27

備考・希望・意見等記入欄	記入者氏名印



起案者印

総務課印

文 部 省

記

1. 要請派遣議員団氏名 別紙
2. 応対者 官房総務課長
3. 日時 4.5.9.21. 午後3時30分~4時
4. 対 官房総務課長室
5. 要請内容
 

琉球政府立法院において決議された“施政権返還に伴う措置に関する要請決議”(文政関係)

  - ① 琉大の国立移り並に医学部設置について
  - ② 国費冲绳教育制度の一定期間の継続について  
給与とらわれず資子でも可。
  - ③ 教育施設の整備について
  - ④ 教員給与の精算方式の実施について
  - ⑤ 60以上の老令教員の勸奨退職について



第 三 号

私立学校設置認可要綱

第一章 総則

第一条 この要綱は、私立学校の設置の認可に関し、

私立学校の設置の認可の基準を定めることとする。

第二章 設置の認可

第三条 私立学校の設置の認可は、

（別添の文） 私立学校の設置の認可の申請書に



④ 私立学校の改訂補助について。

⑤ その他

以上、局長の桑江朝幸氏より総務課長への

説明、各課長から随時発言があったことである。

之等に対し、総務課長から総務的説明

がなされた。



施政権返還に伴う措置  
尖閣列島の領土権防衛  
に関する要請派遣議員団氏名

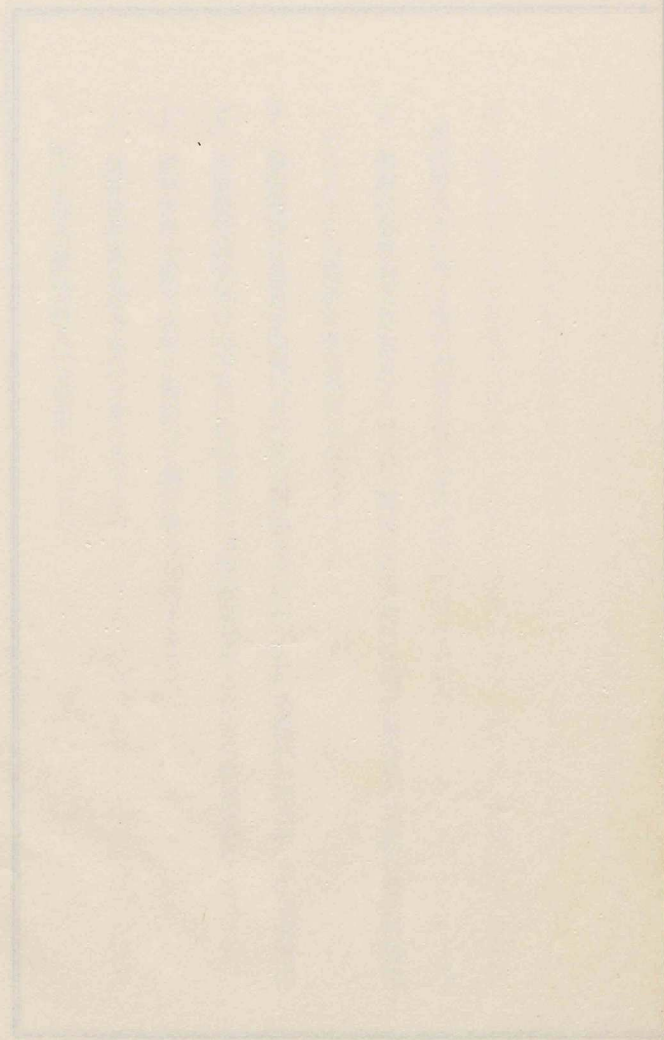
団 長	立法院議員	くわ 桑	え 江	ちよう 朝	こう 幸 (自由民主党)
	"	おお 大	た 田	しよう 昌	ち 知 ( " )
	"	おお 大	はま 浜	くに 国	ひろ 浩 ( " )
	"	もり 盛	しま 島	めい 明	しゆう 秀 ( " )
	"	おお 大	しろ 城	しん 真	じゆん 順 ( " )
	"	ち 知	はな 花	ひで 英	お 夫 (社会大衆党)
	"	なか 仲	まつ 松	よう 庸	ぜん 全 (人民党)
	"	きし 岸	もと 本	とし 利	さね 実 (社会党)
	"	よし 吉	だ 田	こう 光	せい 正 (無所属)

随行者 立法院事務局

ひさ 久	とめ 留	つね 常	ただ 忠
おや 親	かわ 川	せい 盛	いち 一



尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議



決議第十三号

尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議

琉球政府立法院は、一九七〇年八月三十一日別紙のとおり「尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要請が実現されるよう、アメリカ合衆国及び中華民国に対し強力に折衝を行なうよう強く要請する。  
右決議する。

一九七〇年八月三十一日

琉球政府立法院

一九四〇年八月三十一日

決議第十二号

尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議

尖閣列島の石油資源が最近とみに世界の注目をあび、県民がその開発に大きな期待をよ

せているやさき、

中華民國政府がアメリカ合衆国のガルフ社に対し、鉦業権を与え、さら

に、尖閣列島の領有権までも主張しているとの報道に県民はおどろいている。

元來、尖閣列島は、八重山石垣市字登野城の行政区域に属しており、戦前、同市在住の

古賀商店が伐木事業及び漁業を經營していた島であつて、同島の領土権について疑問の余

地はない。

決議第十二号

尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議

尖閣列島の石油資源が最近とみに世界の注目をあび、県民がその開発に大きな期待をよ  
せているやさき、中華民國政府がアメリカ合衆国のガルフ社に対し、鉦業権を与え、さら  
に、尖閣列島の領有権までも主張しているとの報道に県民はおどろいている。

元來、尖閣列島は、八重山石垣市字登野城の行政区域に属しており、戦前、同市在住の  
古賀商店が伐木事業及び漁業を經營していた島であつて、同島の領土権について疑問の余  
地はない。

よつて、琉球政府立法院は、中華民國の誤つた主張に抗議し、その主張を止めさせる措



置を早急にとつてもらふよう院議をもつて要請する。  
右決議する。

一九七〇年八月三十一日

琉球政府立法院